

新原の井戸水涸渇事件(6)

海軍炭鉱・国鉄炭鉱の遺跡群(23)

「海軍」の野紙に、楷書できれいに書かれた文書があります。これはどうやら第二次新原鉱害補償を示す文書のようなです。すなわち前回まで述べた鉱害補償(被害発生は明治二十五年)に続き、すぐにまた問題が生じたようです。裁判の判決文のような文体に特色が出ています。

【新原採炭所近傍民有地被害賠償金支給の件】JACAR(アジア歴史資料センター) Ref.C06091295800 第55画像目以降、明治33年 公文備考 会計3巻31】

新原採炭区域、須恵村地内、地表亀裂、灌漑水滲漏等損害賠償要求ノ件

一、被害者申立ノ要旨

(二十七年中起因ノ二十九年十一月)

新原採炭ノ為メ、地盤ニ傾斜ヲ来スノミナラス、地表所々亀裂ヲ生シ、為メニ漏水甚敷云々。該出願地ノ内、三百七十七番ノ二番ハ明治二十七年中賠償ヲ受ケシ地ヨリ、別シテ採炭所ニ接近シ、該地下ハ今般採掘相成シニ相違ナキノミナラス、古今申伝シニハ、地下広大採炭セシモ、爾后水

満スルトキハ、幾年経ルモ地表ニ異状ナキモノトアリ云々。全ク採掘ノ為メ排水セシ原因ニ係ルモノナリ云々。

一、福岡鉱山監督署技師調査要旨

(二十八年十一月)

畢竟、往時濫掘ノ為メ、土地ノ鞏固ナラサルニ坐スレハナリ。右ノ実況ニ付、所謂被害ハ旧時ノ濫掘ニ胚胎シ、採炭事業トハ間接ニ関係スルモノト認めラル云々。

一、新原採炭所長意見ノ要旨

(二十八年十二月廿三日)

炭所設置後、明治二十三年ノ頃、地下岩石層ヲ割断セラレタル以来、頻ニ地下排水甚敷遂ニ近傍田地亀裂ヲ生シ、漏水盛ニシテ、水田ノ用ニ堪

エス云々。結局本被害ハ採炭所事業ノ為メニ生シタルモノト云フノ外致方有之間敷、既ニ井水涸渇及一部ノ被害田地ニ対スル損害ニ就テハ、曩ニ賠償金下渡相成タル実例モ有之云々。

一、佐世保鎮守府司令長官意見

(二十九年七月)

採炭事業ニ於テ多少ノ関係ナシトセサレトモ、元來被害地ハ旧昔採炭ノ跡地ニシテ、不幸ニモ採炭所設置后ニ陥落シタルモ、是レ畢竟往時ノ濫掘ニ原因シタル義ニテ、採炭事業ノ有無ニ拘ハラズ、早晚地表ニ異状ヲ露スヘキハ免カレサルモノト認め候。依テ全然賠償ノ義ハ応シカタク

云々。要求額ノ三分ノ一位ヨリ多ク

トモ半額ヲ程度トシ、更ニ要求方、

福岡県知事ニ於テ人民へ懇諭方再照

会。

一、福岡県知事回答要旨

(三十年五月)

被害人民懇諭スルモ低減セサル云々(賠償要求額十分ノ六下付要求)。

一、佐世保鎮守府司令長官上申ノ要旨

(三十二年二月)

損害ノ程度タル、今日之処何レニ帰着スヘキヤニ就テハ、採炭所長調査意見ヲ採ルノ妥当ナリト認め、再応所長ヲシテ、福岡県知事へ交渉セシメタル結果、要求額ノ十分ノ五、即チ金千九拾六円三拾壹銭ヲ以テ賠償ノ折合相付度云々。

本件賠償事件ニ関シテハ、前陳ノ経歴ナルヲ以テ、事実止ヲ得サルモ

ノト認め候条、賠償至当ト判定ス。

理由

被害ノ原因ハ民有水田ノ地底、往時石炭濫掘ノ痕跡ヲ存シ、其ノ旧坑内ハ瀦水充滿シ、曾テ地上ノ田面ニ異常ヲ生セシコトナシト雖トモ、採炭所設置以後、地下ノ岩層ヲ割断シタル為メ、旧坑内ノ瀦水ヲ排出シ、水田乾燥シテ畑地ニ変シタルニアリ。故ニ其ノ損害ニ対シテハ適當ノ賠償ヲ為スヘキモノト認め。本来未採掘ノ鉱物ハ国有ニ属シ、之ヲ採用セントスルニハ特許ヲ受ケ、鉱業条例ノ下ニ行動セサルヘカラス。採掘権ヲ私権トスルハ学説、及實際ニ於テ一致スル所ナリ。已ニ私権タル以上ハ、国家自カラ採掘ニ従事スルモ同シク其行為ハ私法的行為ニシテ、則チ個人ニ対スル関係ハ私法的関係トナル。

要スルニ該地ノ損害ヲ受クル原因タル、直接ニハ旧時ノ濫掘ニ起源シ、間接ニハ当所事業ヨリ生スルモノニ有之、此レガ賠償モ、土地所有者申出ノ如ク、悉ク官ニ於テ採用スルニ足ラサルモノト思料云々。

一、福岡県知事意見ノ要旨

(二十九年三月)

福岡鉱山監督署技師ハ昔時濫掘採炭シタル跡地ナルヲ以テ、土地不安定ナルヨリ生シタル結果ニシテ、直接ノ原因ハ旧時ノ濫掘ニアリテ、採炭所事業ハ間接ノ関係ナリトノ要旨ニ有之。然ルニ該被害地ハ旧昔採炭所ナルコトハ疑ナカルベク云々。採

依テ賠償ヲ要スヘキ事実アルトキハ、当然賠償ノ責務ヲ生ス。

以上、被害者・加害者側の言い分を客観的に評価し、加害者側の新原採炭所(行き着く先は海軍であり国である)には間接的な責任があり、賠償の責務が生じると結論しています。おもしろいのは海軍が採掘を始める前に、すでに大規模な採掘の痕跡があったという点です。逃げ口上ではなく、江戸時代からの採掘の歴史が認められたのでしょうか。ともあれ、政府の責任を公的に認め賠償するというのは、国家の体面上苦渋の選択と言うべきものだったことは間違いない、この決定理由書にはある種の英断を感じます。